

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	217	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	07_産業振興		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

特定商取引に関する法律における複数の都道府県にわたる消費者被害事案への対応に係る国と都道府県の役割分担の明示

提案団体

兵庫県、福島県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、川西市、香美町、奈良県

制度の所管・関係府省庁

消費者庁

求める措置の具体的内容

人口減少に伴う消費者行政職員の減少・行政対応力の低下が見込まれる中で、増加する悪質事業者のうち「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、より効率的・効果的な特商法の行政処分とするため、複数の都道府県の区域にわたる事案は国での対応を原則とするよう、国と都道府県の役割分担を明示すること。なお、役割分担の検討に際しては、消費者委員会や各都道府県の意見を十分踏まえること。

具体的な支障事例

【現状】

特定商取引に関する法律の執行については、同法施行令で都道府県は「当該都道府県の区域内」に係る事案について執行を行うとともに、「二以上の都道府県の区域」にわたる事案であって「特に必要と認めるとき、又は都道府県知事から要請があったとき」は「主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない」とされている。また、国による行政処分の効果は「全国」に及ぶのに対し、都道府県による処分の効果は「当該都道府県の区域内」に限られる。

そのため、①都道府県による処分のみでは事業者が区域外で違反行為を継続することを抑止できない、②複数の都道府県が共同して同一事業者に処分を行う場合、被害状況が異なるため処分内容(業務停止期間等)の足並みを揃えることが困難であり、都道府県間で効果が不均一になる、③被害が複数の都道府県の区域にわたる個々の事案について、国が対処するものが明確でないことが課題である。

上述③に関して当県が令和3年度に国へ共同調査を打診した際は、苦情等件数の全国分布及び年度推移、相談内容、被害額等の資料を国に提供したにもかかわらず、納得感のある理由の説明なく国の協力が得られないことがあった。このように、要請応諾に係る予見可能性が不明確で要請準備に相応した国協力が期待できないため、国への要請制度は有用有益に機能していない。

平成29年に消費者委員会から、①「被害が広域に及ぶことが多い事案」については、都道府県による行政処分の効力が当該都道府県の区域外に及ばない以上、国が積極的に対処すべき、②消費者庁は「国と都道府県の役割分担」について基本的な考え方を明示し、国及び都道府県はできる限りその考え方に基づき着実に執行を行うことが望ましい、と提言が行われているが、具体的な対応策が示されていない。

【具体的な支障事例】

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針において「複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化すること」とされ、連携・対応を行ってきたが、近年においても、隣接する都道府県が行政処分を行

った事業者に関して当県での被害が増加し、後日処分を行った事例が生じている。
また、複数の都道府県が共同で同時に行政処分・指導を行う場合、調整等に時間を要するものの、処分内容の統一化が困難であるなど共同実施の効果が限定的となるため、当県でも共同処分の事例は少ない。
国と都道府県の役割分担が明確でない現状では、悪質事業者に対して、ある都道府県が処分を行っても他の都道府県域で事業を継続するため被害が減少しないうえ、各都道府県が共同で行政処分等を行う場合には、各々が同一の事務手続きを行う必要があるなど、投じたコストに対する被害抑止効果が限定的となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、「国と都道府県の役割分担」が明示されることで、迅速かつ確実な調査・処分が行われ、被害の拡大・再発防止が推進される。

根拠法令等

特定商取引に関する法律第 68 条、同施行令第 42 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、岡山県、山口県、宮崎県

○現状として支障等はないが、当該制度改正が実施されることによって、「国と都道府県の役割分担」が明確になり、被害の拡大・再発防止がより推進されるものと考えられる。

○国において全国の地方自治体の意見も踏まえて一定の基準や条件を設け、当該基準等に該当する事業者については、国の役割で行政指導や行政処分を行うことにすればどうか。

例えば、都道府県域を越えて活動を行う事業者のうち、次のような事業者が考えられる。

苦情件数や被害額などが一定基準を超える事業者
複数の都道府県から行政処分や行政指導を受けたことのある事業者
高度で専門的な事業活動を行っている事業者 など

○消費者被害事案の多くは、都道府県の境に関係なく広域で発生している現状を考えると、提案にあるように都道府県単位の行政処分は効果、効率に欠ける面がある。また、行政処分を行ったことにより隣接する都道府県で被害が増加することは本末転倒ともいえる。迅速な被害防止のためには、都道府県が行政処分を検討する事案で、被害の広域性が認められる場合は、全国にその効果が及ぶような制度設計を検討していただきたい。